

平成15年度 (財)労働福祉共済会委託研究報告書
〔諸外国における通勤災害保護制度に関する調査研究部分抜粋〕

- 8-1 わが国における通勤災害の認定
(京都大学大学院教授 西村 健一郎)
- 8-2 ドイツ労災保険法における通勤災害
(京都大学大学院教授 西村 健一郎)
- 8-3 フランスの通勤災害
(天使大学教授 保原 喜志夫)
- 8-4 イタリアにおける通勤災害保護制度
(放送大学教授 山口 浩一郎)
- 8-5 北米労災補償法における通勤災害補償の考え方
(神戸市外国語大学教授 品田 充儀)

わが国における通勤災害の認定

はじめに

本稿は、昭和48(1973)年12月1日から施行された「通勤災害保護制度」のもとで、どのような形で通勤災害の認定が行われているかを、主として労働保険審査会の裁決例および裁判所の判例(裁判例)を素材として検討するものである。必要に応じて労働基準局等の通達(行政解釈)をも参照にしている。

ところで、労災保険法は、「通勤災害」を「労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡」と規定した上で(7条1項2号)、「通勤」を「労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除くものとする」と定義する(同条2項)。さらに同条3項では、労働者が通勤の経路を逸脱・中断した場合の取扱いが規定されている。この規定によれば、通勤の途上で発生した災害が労災保険法でいう「通勤災害」として認められるためには、まず第1に、法で定める「通勤」の定義に該当する事実が存在し、第2に、生じた災害が「通勤による」ものと認められることが必要ということになる。

以下では、まず、「通勤」該当性に関する裁決例等を、法律の規定に対応するように、①就業関連性、②「住居と就業の場所との間」の往復、③「合理的な経路及び方法」による往復、④逸脱・中断等の事例に分けて分類して取り上げ、その後で通勤起因性(「通勤による」傷病・死亡等)に関する裁決例を取り上げる。なお、通勤であっても「業務の性質を有するもの」は業務災害と評価されることになるが、これに該当するケースは省略した。

1 「通勤」の意義およびその具体的内容

(1)「就業に関し」(就業関連性)

通勤であるためには、まず、住居と就業の場所との間の往復行為が、業務に就くために(出勤)、または業務が終了したことによって(退勤)行われることが必要である(これを「就業関連性」と呼んでいる)。労働者が業務の終了後直ちに自宅へ向かう場合だけではなく、就業時間前に早退する場合、昼休み等の休憩時間を利用して昼食をとり自宅へ帰るような場合にも就業関連性が認められる。しかし休日(非番の日)に会社の運動施設(テニス場、ゴルフ施設等)を利用するために、あるいは労働組合の大会等に出席するために会社へ行くような場合には、就業関連性は認められない。

問題は、業務終了後、労働者が事業場施設内でサークル活動あるいは組合労働等を行っていて退勤が遅れるような場合であるが、業務終了後事業場に残っていた時間が「社会通念上就業と帰宅との直接的関連性を失わせると認められるほど長時間」であったかどうかを基準にして就業関連性の存否を判断しようというのが行政解釈の態度である。(昭和48・11・22基発644号、平成3・2・1基発75号)。この点から、午後5時10分の業務終了後事業場施設内でお茶のけいこ等を行い午後8時近くになって会社を出て帰宅

途上暴漢に殺害された事故は、業務終了後事業場に滞留していた時間が就業と帰宅との直接的関連性を失われるほど長時間であったとして通勤災害の成立が否定され（昭和49・9・26基収2023号）、業務終了後、事業場施設内で労働組合の用務を2時間5分ほど行ったあとの帰宅途上の災害は、「就業との関連性が失われたといえる時間をこえている時間が極めてわずかであった」として通勤災害の成立が認められている（昭和49・11・15基収1881号）。

とくにこの就業関連性が争われた裁判例としては、次のようなケースがある。まず、就業関連性が否定された事例を見ていこう。

1) 就業関連性が否定された事例

・午後5時44分に仕事が終わった後、午後6時から会社の施設を使用して開催された退職する同僚の送別会に出席して、3時間を経過した後の退勤途上での交通事故（昭和51年労187号、昭和52・12・27）。上記の時間経過後について、もはや就業関連性は認められない。

・勤務終了後、労働組合の会議に参加し、勤務終了の時点から3時間45分後に事業場を出た行為については、もはや就業関連性はない（昭和52年労63号、昭和53・2・28）。

・仕事が終わった後、分会の書記として労働組合執行評議会に出席し、会議が終了した後（会社に4時間滞留後）の退勤途中での交通事故（昭和53年労60号、昭和56・8・18）。会社に4時間滞留後の退勤について、就業関連性はない。

・会社から自家用車で通常の経路で帰宅途上、交通事故を起こし、事故処理を行わずに逃走し、信号待ちで停車中のダンプカーに追突して死亡したケース（昭和59年労90号、昭和61・2・28）。逃走行為はもはや「就業に関し」ているとはいえない。

・被災当日の前日から雪模様となったことから路面凍結のため自動車による出勤ができなくなる可能性があるとして、始業時間よりも8時間早い当日の午前0時に会社に向う途上での事故（昭和59年労231号、昭和61・5・27）。始業時間より8時間も早い、通常の出勤時刻とかけ離れた時刻の出勤には就業関連性はない。

・雇用契約が締結されていないのに、工事現場を下見に行く途中であったとする工事作業員の事故（昭和60年労286号、昭和62・10・28）。被災者は、当日雇用契約が締結された上での出勤ではなく、それが結ばれることを前提のもとで事務所に赴く途上であったともいえない（なお、さらに被災者が見に行く予定であったとする現場は存在していない）ため、就業関連性はない。

・午後4時に退社し帰宅した後、会社の親睦会が主催する花見の会に参加し、その花見の会で7時過ぎまで飲酒し、同僚の介助を受けながら帰宅する途中に急性アルコール中毒症で死亡したケース（昭和61年労237号、昭和63・8・1）。花見の会と自宅との間の往復は「就業に関し」行われたものではない等として通勤災害の成立が否定された。・会社業務の終了後、労働組合の用務のため4時間にわたって滞留した後の帰宅途上での事

故（昭和62年労113号、平成元・7・31）。労働組合の用務のため4時間にわたって滞留した後の帰宅には、就業関連性が認められない。

・商工会の職員が事務所で開催された委員会の会議に出席した後、委員に同行してスナックで飲食し、再び商工会の駐車場に戻りそこから原付自転車で帰宅する途上の事故（昭和62年労229号、平成元・12・22）。当該会食は業務性のない私的なものであったのであり、帰宅行為は「就業に関し」行われたものではない。

・会社主催の新社員歓迎会への出席後、泥酔のため帰宅途上で誤って溝に転落して負傷した事故（昭和63年労45号、平成2・10・4）。上記のような酒酔い状態での帰宅にはもはや就業関連性はない。

・会社主催の忘年会に出席して、その後午後11時45分まで行われた「反省会」からの帰宅途上の事故（平成3年労65号、平成5・9・8）。「反省会」には業務性がなく、当該帰宅行為にはもはや就業関連性はない。

・自動車で出勤する途上で元同僚に遭い話をするため出勤経路を逸脱し、その後会社に向う際に交通事故にあったケース（平成7年労67号、平成9・6・30）。午後9時過ぎに会社に向けて自宅を出るというのは、所定始業時刻の11時間前、実際の作業開始予定時間の6時間前であり、これは単に睡眠の場所を自宅ではなく勤務場所である会社の駐車場に求めたにすぎないものであり、就業関連性はない。

・作業終了後必要もないのに3時間にわたって職場に滞留し、その帰宅途上での事故には、就業関連性はない（平成9年労242号、平成11・9・21）。

・銀行支店営業係長の業務終了後の、接待と称する飲食後、帰宅途上の事故（平成9年労85号、平成11・10・13）。午後9時判ころ銀行の支店を出た後、取引先を訪問し、その社長をスナックBに案内し飲食を供にし、ビリヤードなどにも行き、翌日の午前4時50分頃自宅近くの路上で反対方向から来たトラックに衝突し意識不明となった事故については、もはや就業関連性はない。

2) 就業関連性が肯定された事例

これらのケースに対して、次にあげるのは就業関連性が認められた事例である。

・労務終了後、工場の食堂で開催された歓送迎会に出席後、2時間16分の時間的経過後の退勤途中での交通事故（昭和53年労91号、昭和55・3・31）。本件歓送迎会は会社の業務とは認められないが、歓送迎会に出席した時間は1時間30分程度であり、その後、ロッカールームで着替えをしていることを総合勘案すると、被災者の退社行為と就業との間には関連性がある。第三者の安全運転義務違反により被災した本件交通事故は通勤に通常伴う危険が具体化したものとして通勤災害の成立が認められる。

・失対事業紹介対象者が長期紹介を受けるために職安へ行く途上については、当日就労することが長年の慣行により確実であったのであり、就業関連性があるとして、通勤災害の成立が認められた事例（昭和60年労308号、昭和63・10・19）。

・会社の慰安旅行についてその実施に当たって中心的な役割を果たしていた労働者は、総務課長の補完・代理的な役割を果たしていたものであり、業務としてその実施に携わっていたとして、慰安旅行に参加するため自家用車を運転して会社へ向う途中の交通事故につき、就業関連性があるとされ、通勤災害の成立が認められた事例（昭和63年労117号、平成3・1・16）。

・会社の休日に通勤経路上の駅のホームで倒れている所を発見された調理師の脳挫傷による死亡（平成7年労302号、平成10・8・27）。被災者には長期にわたり公休日の出勤という状況があり、会社では被災者の行動を積極的にではないが黙認していた。被災者はその当日においてもそれまでと同様の作業（調理の準備等）のために寮に赴く途上で転倒してこの負傷により死亡したものであり、就業関連性があるとされ、通勤災害の成立が認められた。

（2）「住居」の意義

通勤という事実が認められるための第2の要件は、それが「住居と就業の場所との間の往復」であることである。問題になるのは、この要件に関連して被災者の「住居」をどのように理解するかである。

この点、行政解釈によれば、「住居」とは、労働者が居住して日常生活の用に供している家屋等の場所であって、本人の生活の拠点をいう（昭和48・1・1・22基発644号、平成3・2・1基発75号）。上記の行政解釈が「住居」として例示するのは次のものである。すなわち、就業の必要性があつて、労働者が家族の住む場所とは別に、就業の場所の近くに単身でアパートを借りたり、下宿をしてそこから通勤しているような場合は、そこが住居である。さらに、通常は家族のいる所から出勤するが、別のアパート等を借りていて、早出や長時間の残業の場合には当該アパートに泊り、そこから出勤するような場合には、当該家族の住居とアパートの双方が住居と認められる。また長時間の残業や、早出勤など勤務上の事情や、交通ストライキ等の交通事情、台風などの自然現象等の不可抗力的な事情により、一時的に通常の住居以外の場所（ホテル、旅館等）に宿泊するような場合には、やむを得ない事情で就業のために一時的に居住の場所を移していると認められるので、当該場所を住居と認めてさしつかえない。逆に、友人宅で麻雀をし、翌朝そこから直接出勤する場合等は、就業の拠点となっているものではないので、住居とは認められないことになる。

以上述べたような立場に立って、行政解釈は、①妻が夫の看病のために姑と一日交替で寝泊まりしている病院から出勤する途中の災害について当該病院（昭和52・12・23基収981号）、②長女の出産に際して、その家族の世話をするために泊まり込んだ長女宅から勤務先に向う途中の災害について、その長女宅（昭和52・12・23基収1027号）、③通常は勤務の都合で寄宿舍に寝泊りしている労働者が家族の居住する自宅から出勤する途中の災害について、当該家族の居住する自宅（昭和53・6・21基収272号）、

などがここでいう「住居」とされている。

裁決例では次の事例がこの点に関するものである。

・母の急病で実家に帰り、翌朝その実家から会社へ出勤する途上の事故（通常はマイカーで30分のところ、40分かかる）（昭和53年労161号、昭和54・7・31）。本件では、通勤にかかる所要時間に両者で大差なく、随時実家と下宿とを選択して通勤していたとして、実家を住居と認めることができるとされた。

・妻の実家から就業場所へ向う途上での事故（昭和61年労20号、昭和63・4・22）。妻の実家から就業場所は140キロと非常に離れており、自家用車で3時間かかるというのであり、妻の実家に行くこともそこから会社に行くことも私的行為であり、妻の実家を「就業のための拠点」ということはできない。

問題は、単身赴任者の住居あるいは家族の居住する住居をどのように考えるかであるが、行政解釈は、かつて①就業の場所と自宅との間の往復に、原則として、毎週1回以上の反復・継続性が認められること、かつ、②就業の場所と自宅との間の所用時間および距離は、原則として、片道3時間および200キロメートル以内である場合について、主として休日を利用して週末等に労災保険法7条2項に規定する就業の場所から自宅に帰り、週初め等に自宅から就業の場所へ出勤する行為（以下、「週末帰宅型通勤」という）を同項に規定する通勤として取り扱い、当該自宅を同項に規定する住居とするとしていた（平成3・2・1基発74号）のを改めて、単身赴任者等が就業の場所と家族の住む家屋との間を往復する場合において、当該往復行為に反復・継続性が認められるときは、当該自宅を労災保険法7条2項にいう「住居」として取り扱うとされるに至っている（平成7・2・1基発39号）。したがって、現在では、当該往復行為に反復・継続性があればよく、原則として週1回以上、片道3時間以内・200キロメートル以内という要件は必要とされなくなっている。

以下では、この点が問題となった裁決例を取り上げる。

・坂出市に家族を置いて高知市の勤務地に単身赴任している者が、単身赴任先の出張所から休日を利用して妻子の住む居住地に帰省し、そこから出張所へ出勤する途上の事故（昭和50年労231号、昭和52・12・27）。坂出市の自宅は就業の拠点たる住居とはいえないとして通勤災害の成立が否定された。しかし、次にあげる事例を含めて、これらは、現在では、通勤災害の成立が認められるケースであろう。

・札幌市の自宅から穂別出張所に単身赴任している者（距離にして100キロ以上、国鉄・バスによる通勤は不可能で自動車を利用しても2時間以上かかる）の「土帰月来」型の妻子宅からの出勤も、被災者の札幌市の自宅を就業の拠点たる住居とはいえないとされた（昭和53年労168号、昭和56・4・7）。

・工事現場と家族の住む住居とが、距離にして140—150キロ、所用時間で3時間を超える場合、家族の住む住居は「日常の生活の用に供している場所で就業のための拠点」

とはいえない（昭和60年労198号、昭和63・3・16）。

単身赴任者について、前掲通達（平成3・2・1基発74号）を考慮して、自宅から社員寮経由で勤務地に向う途上での交通事故を通勤災害と認めたものもある。

・8月31日に日立市の自宅に戻り、9月4日午前4時頃、自動車で自宅を出て勤務地に向う途上、先行する農耕車を追い越そうとして前方から来た大型貨物自動車と正面衝突して脳挫傷で死亡した事故（平成2年労290号、平成6・3・4）。自宅と社員寮は距離にして85キロ、所用時間2時間40分程度であり、自宅は「就業のための拠点」と認めることができる。

これに対して、休日に自宅に戻り、休日の最終日に建設工事現場の宿舎に戻る途中の事故は、なお「自宅と就業場所の往復」ではないとして、通勤災害が否定されている（平成7年労144号、平成10・8・4；平成7年労146号平成10・8・4；平成7年労148号平成10・8・4）。これについては、判決で、当該寮を「就業の場所」に当たると見て、通勤災害の成立を認めるものがある（秋田地判平12・11・10労判800号49頁）。しかし、単身赴任者が、直接「就業の場所」に行くのではなく、就労日の前日に単身赴任をしている宿舎・寮に戻る場合は、一般的には「住居と就業の場所との間の往復」という要件を充足しないと思われ、これを含めて通勤災害を認めるためには、現行法の規定を改正する必要があるだろう。

（3）「就業の場所」

就業の場所とは、業務を開始または終了する場所をいう。労働者が本来の業務を行う工場、事務所、営業所などの場所以外にも、物品を得意先に届けてその届け先から直接帰宅する場合の物品の届け先、全員参加で出勤扱いとなる会社主催の運動会の会場なども「就業の場所」となる（前掲・基発644号）。またセールスマン等で外勤業務に従事し特定区域を担当し区域内にある数カ所の用務先を受けもって自宅との間を往復している場合は、自宅を出てから最初の用務先が業務開始の場所であり、最後の用務先が業務終了の場所となる（前掲・基発644号）。なお「就業の場所」に入った時点で通勤は終わっており就業の場所のなかで生じた災害は通勤災害ではない。たとえば女子労働者が会社施設内の階段でパンタロンの裾を靴にからませて階段から落ちて負傷したケースは、事業主の支配下において発生した災害であって通勤災害ではない（昭和49・4・9基収314号）。なお、A社の勤務を終えてからB社に勤務のために赴くような場合（ダブル・ジョブ・ホルダー）、現行法では、「住居と就業の場所の場所との間」という要件を満たさないため、通勤災害とは認められないことに留意する必要がある（通勤に業務遂行性が認められない以上、業務災害とは認められない）。

・専務取締役が個人的に主催した夕食会への参加を業務とみることか困難であるとして、夕食会の会場は「就業の場所」ではないとされた事例（平成元年労441号、平成5・3・

24)。

・管理職で組織された懇談会の主催する「定年者を励ます会」に参加し、その帰宅途上でホームに転倒して発症した脳幹不全につき、その会への参加は業務ではなく、「就業の場所」からの帰途ではないとされた事例（平成5年労147号、平成8・1・25）。

・会社の主催する運動会会場から車で帰宅する途上で電話交換系の事故につき、当日は定休日であったが、当日の運動会への参加は出勤扱いとされることも賃金の支払いもなく、代休は与えられず、不参加者に参加者と異なる取り扱いがなされていない等の事実から、運動会は会社の業務であったとはいえないとしてそこからの帰途は、「就業の場所」からの帰途ではない（平成7年労2号、平成8・12・5）。

・病院の看護助手が看護学校（准看護学院）からの帰宅途上で道路を横断していて交通事故で死亡したケース（平成8年労133号、平成10・6・4）。准看護学院での就学を病院の看護助手としての就業ということはできず、准看護学院からの帰途を「就業の場所」からの帰途とみることができない。

・単身赴任者が休日の夜11時に、自宅（豊中市）から勤務地の近くの宿舎（三重県津市）に、向う途中の事故（平成8・8労149号・151号、平成10・10・19）。本件で、被災者は翌日の午前1時に津市内のアパート（宿舎）に着いて、その後仮眠をとって出勤するというものであり、アパート到着から始業まで約8時間あり、この宿舎を「就業の場所」とみることが困難である。

・職業訓練学校生が、訓練終了後に学校から直接に勤務先に向う途中の事故は、「住居と就業の場所との間の往復」に該当せず、通勤災害とは認められない（平成6年労1号、平成8・3・19）。

（4）合理的な経路および方法

通勤は、社会通念からいって一般に労働者が用いると認められる合理的な経路および方法によるのでなければならない。労働者が合理的な経路・方法をとらなかった場合には、通勤災害の保護はなくなる。もちろん住居と就業の場所との最短コースだけが合理的な経路とされるわけではない。他に子供を監護する者がいない共稼ぎ労働者などが信託所、親せき等にあずけるためにとる経路は合理的な経路であり、またマイカー通勤者が同一方向にある妻の勤務先を経由するような場合、それが夫の通勤先とそれほど離れているのであれば、合理的な経路と取扱うのが妥当とされている（昭和49・3・4基収289号）。

また合理的な方法に関しては、徒歩はもとより電車、バス、自動車（マイカー）、自転車等の利用は一般的に合理的と認められるが、泥酔運転のような場合は合理的な方法とは認められない。なお自転車の2人乗りは一般的に禁止されているが、不合理な通勤とはいえないとされている。

次に、裁決例でこの点が問題となった事例を取り上げる。まず、肯定例を取り上げる。

1) 合理的な経路・方法として認められた事例

・自家用車で通勤している者が、妊娠8ヵ月になる妻をその勤務先である病院まで送った後、会社に向う途中の事故（昭和50労130号、昭和51・10・30）。本件では被災者がとった経路は、最短の通勤経路からは多少離れているが、身重の妻を勤務先まで送っていくことはやむを得ない必要な行為であり、これをもって合理的な経路からの逸脱と扱うことは社会通念上から妥当ではなく、なお「合理的な経路」での事故であった。通勤災害の成立は認められる。

・業務終了後、実弟の運転する自動車に同乗して帰宅途上の交通事故（昭和57労378号、昭和59・7・31）。実弟との待ち合わせ場所が住居と反対方向にあるが、待ち合わせ場所としては首肯できる事情があり、合理的な経路からの逸脱はなく、他に中断と目すべき事実はないとして通勤災害の成立が認められる。

・保育園に預けていた子供を残業中に迎えに行き、再び職場に戻る途中の負傷事故について、未だ業務は終了していないが、業務の続行のために必要な行為であり、通勤のために必要不可欠なものであったとして、「合理的な経路」であった（昭和59労91号、昭和61・12・17）。

・バイクで通勤している労働者が、勤務終了後、通勤経路上にある給油所で給油しようとしたが、たまたま同給油所が閉店していたため、そのまま自宅を通過し、約1キロ先にある給油所で給油し、再び自宅に向って走行中に転倒して負傷した事故（昭和60労49号、昭和62・3・25）。本件における給油は通勤のために必要な行為であり、最短の距離に位置する給油所での給油は必要最小限度内のものであるとして、通勤災害の成立が認められる。

・自宅から無免許で原付自転車（50cc）を運転して会社に向う途中の交通事故死につき、無免許での運転は違法なものであるが、被災者は中国で運転免許書を取得し、約1年間バイク運転の経験があり、勤務時間の関係から通勤方法がバイク・自動車に限られていたという事情もあったとして、なお「合理的な方法」による通勤と認められるとされた（平成5年労145号、平成7・11・21）。

・休憩時間中に自宅で昼食をとるため、帰路、車道を隔て向い側にあるパン屋でパンを購入後、車道を横断中に交通事故死したケース（平成7年労197号、平成9・7・25）。車道の左右を含めて1つの通勤経路であり、車道の横断をもって通勤経路の逸脱とまで認めることはできないとしてなお「合理的な経路」であった。

・子供を保育園に送り届けた後、経路に服した後の交通事故による死亡事故について、原処分は、被災者が長女の忘れた上履きを学校に届けるため小学校に向っているときの事故で通勤経路を逸脱している間の事故であるとしたが、保育園に行き用務を終了した後、自宅に立ち寄らずに自家用車を運転して自宅と会社との間の経路上で生じた事故であり、通勤災害の成立が認められた事例（平成8労367号、平成10・12・7）。

2) 「合理的な経路」あるいは「合理的な方法」の否定例

これに対して、「合理的な経路」あるいは「合理的な方法」が否定された事例として次のものがある（「合理的な経路」が否定されると、次の逸脱・中断が問題となる）。

・会社での会議終了（同席では工事契約に伴う最終案がまとまったこともあって、食事およびアルコール類が提供され、被災者もビール等を飲んでいて）後、通常の下車駅より6駅先の線路上で電車に接触して死亡した事故（昭和51年労133号、昭和52・12・27）。下り線の軌道に降りた経路を「合理的な経路」と認めることはできない。

・会社を早退し、通常の間路上にある国鉄の踏み切りを横断中に列車にはねられて死亡した事故（昭和50年労193号、昭和53・2・28）。遮断機や警報機を無視して軌道内に入ったのは自殺と間違われてもやむを得ないほどの危険な無謀な行為であったのであり、通勤の手段としては適当ではない。これを「合理的な方法」として認めることはできない。

・東北本線下り線を歩行中に後方から来た特急列車に接触して死亡した事故（昭和55年労133号、昭和57・5・31）。線路を利用して歩行することも、鉄軌道・日本国有鉄道に関する法令の側面からは違法ではあっても、被災者について自宅と就業の場所との往復のためにそれを利用する必然性があり、「合理的な経路」であったと認めることができるが、その合理性の範囲は、路盤・砂利尻より左側の部分に限られ、被災者が被災した軌道内を「合理的な経路」であったと認めることはできない。

・会社所有の軽トラックで帰宅途中、酒酔い運転をして川に転落して窒息死した事故で、これを合理的な方法による通勤に起因したものと認めることはできないとされた事例（昭和57年労326号、昭和59・5・11）。

・タクシー運転を業とする労働者が、業務終了後飲酒し原付自転車で帰宅途中、子供を避けようとしてハンドル操作を誤ったと主張するが、転倒して負傷した事故について、合理的な方法によるものとは認められないとされた事例（昭和57年労403号、昭和59・7・16）。

・事業場外において業務打ち合せの際に飲酒し、帰社後3時間経過した後、バイクで帰宅途中に照明ポールに激突し即死した雑誌編集者（昭和60年労212号、昭和62・5・28）。帰社して退社までの3時間の間どの程度酔いが醒めたかは明らかではないが、被災者が未明の首都高速を自動二輪車で走行するのはおよそ不適切・非常識であるとして通勤災害が否定された。

・午後6時20分頃に業務を終えて、焼酎（1・8リットル入り）1本を持参して退社し、その後の被災者の行動は不明であるが、同日午後9時頃、水田に転落して溺死した事故（昭和63年労174号、昭和63・10・19）。被災者は過度の飲酒で泥酔ないし昏睡状態にあったもので、正常な自転車の運転はもちろん歩行さえ困難な状態であったと認められるのであり、これを「合理的な方法」とすることはできない。

・会社とは反対方向にある道路脇の側溝で死亡しているのを発見され、犬の散歩中の事